

## 第9回 木更津市景観推進審議会 会議録

○開催日時：令和6年11月13日（水）午後1時30分から午後2時30分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎 8階防災室・会議室

○出席者氏名：

（審議会委員）阿部貴弘、依田彩、佐伯浩一、野口義信、吉野寛、

上野兼通、竹内警務課長（金田新一代理）、河原林裕、田垣徳幸

（木更津市）都市整備部 吉田部長、兵藤次長

都市政策課 松下課長、上野課長補佐

（庶務）都市政策課 尾高主任技師、花澤技師、小田主事、廣渡技師

○議題及び公開非公開の別：全て公開

（1）木更津市景観計画【景観重要公共施設（富士見通り）】（素案）に係る意見公募について（報告）

○傍聴人の数：0名

○会議内容

司会（上野補佐） 定刻となりましたので、これより、第9回木更津市景観推進審議会を開会いたします。

はじめに、本日の審議会でございますが、ウェブ会議としております。また、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により公開となりますが、本日の傍聴者はありません。つづいて、吉田部長からご挨拶を申し上げます。

（委嘱状交付）

吉田部長 皆さんこんにちは。都市整備部長の吉田と申します。渡辺市長は公務により欠席となっておりますので、私が代わりにご挨拶をさせていただきます。本日はお忙しい中、景観推進審議会にご出席、ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃より、本市の良好な景観の推進はもとより、市政各般にわたり、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、木更津駅と港を結ぶ本市のメインストリートであります富士見通りにつきましては、令和4年に景観重点地区を指定するとともに、良好な景観形成に資する取り組みに対し補助金を交付することで、地域の皆様と協働した魅力ある景観まちづくりを推進しているところでございます。また、現在、無電柱化やアーケードの撤去工事を推進しているところでございます。本日も富士見通りのアーケード撤去の状況を見ながらこちらの会場にきたところでございますが、西側の海に近いところから、アーケードの撤去が随分進んできております。今まで空が狭かったところが、本日見ても随分広がったなあという感じがいたしました。また市民の皆さんとお話する機会の中でも、富士見通りのこのアーケード撤去が進むにつれて、いよいよ富士見通りも変わるねという声を聞いたりもしております。今後は、道路上で

オープンカフェやキッチンカーなどによる経済活動が可能となるような歩道の整備に着手して参りたいというふうに考えております。そこで、これらの経済活動が、周辺の景観に配慮した形で行われますよう、富士見通りを景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、道路の占用許可基準を定めるなど、良好な景観づくりを進めていくことを、前回の審議会においてご報告申し上げたところでございます。この度、計画の素案を作成いたしましたことから、本日は、その内容について、担当課からご説明させていただきますので、委員の皆様方には、それぞれの立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（上野補佐）ありがとうございます。本日の審議会でございますが、10名の委員のうち、吉田委員が所用のため欠席しており、出席者は9名となっております。なお、木更津警察署長の金田委員が所用のため、代理として竹内警務課長にご出席いただいております。出席委員のうち、阿部会長、依田委員、上野委員の3名は別会場の出席となり、佐伯委員、野口委員、吉野委員、竹内警務課長、河原林委員、田垣委員の6名は市役所からの出席となります。配布しています名簿及びZoomに名前が記載されておりますので、そちらを以て紹介とさせていただきます。本日の審議会には、吉田部長をはじめ、議案に関係する市職員が出席しております。会場の皆様におかれましては、機器の使用方法などお困りの際は、会議の途中でも構いませんので、挙手をするなどお申し出ください。職員がサポートいたします。職員の紹介につきましては、省略させていただきます。続きまして、資料の確認をお願いいたします。5冊ございます。右上に次第と書かれた冊子が1冊、右上に資料1と書かれた資料が1つ、右上に資料2と書かれた冊子が1つ、右上に資料3と書かれた冊子が1つ、最後に資料4と書かれた資料の計5冊でございます。データをご覧の方は、01から05の5つのファイルを用意しております。よろしいでしょうか。それでは議事に入ります。本審議会は、木更津市景観規則第30条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。それでは阿部会長、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）皆さんこんにちは。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の出席委員は先ほどご案内ありましたように定数10名のうち9名出席ということで、半数以上の出席となっておりますので、木更津市景観規則第30条第2項の規定により会議は成立ということになります。初めに、議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。本日の議事録署名人については、佐伯委員にお願いできますでしょうか。

佐伯委員 承知いたしました。

議長（阿部会長）よろしくお願いいたします。では早速議事に入りたいと思います。本日は議事が1件、木更津市景観計画【景観重要公共施設（富士見通り）】（素案）に係る意見公募について、ということで、今回が意見を比較的言える最後の機会になろうかと思えます。次回の審議会では、市長から諮問という形となり、そこではあまりご意見ができないので、今回、意見をお出しいただければと思っております。それでは担当課の方から、ご説明お願いいたします。

都市政策課（上野補佐）都市政策課の上野と申します。私からは、木更津市景観計画【景観重要公共施設（富士見通り）】（素案）に係る意見公募についてご説明させていただきます。右上に資料1と記載された富士見通りイメージ図1頁をご覧ください。富士見通りにつきましては、無電柱化や、アーケード撤去に合わせ、歩道を再整備いたします。富士見通りの設計につきましては、住民や沿道商店街等の意見を聞きながら、このイメージ図のとおり進めております。なお、この資料は道路設計の参考資料として作成しているため、建築物の色彩を多少変更しましたが、周辺の建築物を反映した図などは、今後作成するガイドラインでお示ししたいと思いますので、今回は、このイメージ図で説明させていただきますので、ご理解ください。このイメージ図のとおり、無電柱化に伴い樹木は将来的にのびのびと、広い歩道のうち歩行空間3mを確保し、それ以外を芝生などとし、ベンチや椅子を設置するとともに、今後、出店などの占用を認める空間をつくります。富士見通り沿道の民有地につきましては、新たな富士見通りとなることを見越して、令和4年3月に景観形成重点地区として指定し、他の地区より厳しい建築物の色彩等の基準を定めました。この度、新しく整備された道路空間を、既に定めた民有地と同じように、良好な景観とするための基準を決めてまいります。同じ資料の2枚目をご覧ください。無電柱化に伴う電気事業者等が占用する地上機器が記載されていますが、この色の基準や3頁をご覧ください。歩行空間以外、この赤丸で示した範囲を占用可能エリアとし、出店が想定されるベンチやパラソル屋根等の色彩などを決めるものです。次に4頁をご覧ください。こちらは、夜間のイメージ図で、椅子下の間接照明などにより夜間でも灯りを確保した道路空間を目指しております。次に資料2をご覧ください。先ほど、説明した富士見通りの占用物等の基準の詳細でございます。2頁をご覧ください。こちらには、景観法に記載がある「景観重要公共施設」の制度について記載しており、その下では、この「景観重要公共施設」に富士見通りを指定する目的、その下には、指定する富士見通りの位置を示しております。概要としましては、周辺景観に影響を与える富士見通りを景観重要公共施設として定め、整備や占用等の基準を定めることで、富士見通りの適切な維持管理や運用を進めることとしております。3頁をご覧ください。既に景観計画に定めた考え方や他の既存の計画等に基づき、方針などを決めております。3頁下

段の左側②景観整備方針では、道路本体は、歩行者の安全性を重視することはもとより、沿道景観と調和することとしております。道路自体は、市が整備、復旧につきましては、後程説明しますが、原形復旧とするため、定性的な表現といたしました。その下の防護柵や標識などの道路附属物につきましては、全体的な統一感に配慮し、木材など自然素材や彩度の低い色を基本とするなど、色彩に気を付け、集約化を目指します。前回の審議会で、ご指摘を受けた、道路管理者が設置する屋根上のソーラーパネルが多く、景観を阻害しない配慮という助言につきましては、現在、木材を基調としたデザイン性の高いソーラーパネルを検討しており、ここでは定性的な表現とさせていただきますので、ご理解ください。また、設置する街路樹につきましては、樹形を損なわないように適正に維持管理することとし、案内サインなども意匠や色彩に配慮するよう決めております。次の4頁をご覧ください。道路に民間事業者等が占用をする基準を決めております。占用物については、まち並みの景観、木更津港への眺望を阻害しない大きさや色彩とすること、地上機器などの色に配慮すること、ベンチやパラソルなどの占用物は、彩度の低い色や木材など自然素材の色を基本とすることなどを定めております。その下5の対象行為をご覧ください。富士見通りにおいて、道路法に基づき、掘削などをする場合は、原形復旧とします。今後、工事を受注した業者が施工する前に提出した市の材料承認を経た製品のカタログを集め、その通りに原形復旧をしていただきます。同じく道路法に基づき、ベンチやパラソルなどの占用についても、この基準を遵守することとなります。資料3をご覧ください。この24頁まである別冊につきましては、基準の詳細などを記載しております。10頁をご覧ください。先ほど説明した、道路附属物の集約化イメージをイラストで記載しております。次の11頁をご覧ください。一番下のイラストが、道路附属物の色彩統一イメージでございます。16頁をご覧ください。こちらの上段には、令和4年3月に富士見通り沿道の景観形成重点地区を指定した時のイメージ図を記載しております。こちらにつきましては、本景観推進審議会の事前説明時に歩道の色などが、今後決定する色などと異なり、誤解を招く懸念などから、時点修正した方が良いのでは、との助言をいただいたため本審議会で特に意見がなければ、次回の諮問までに時点修正したイラストに変更したいと思います。21頁をご覧ください。地上機器の色彩について、実際の色彩を見本としております。ここで、前回の景観推進審議会では、国土交通省のガイドラインより4色の中から選択できることとしました。その際、委員からの助言により、統一感を考慮し1色を基本としたほうが良いのではとの助言があり、国土交通省のガイドラインより4色の中から街なかではオフグレーが望ましいと記載があったことから、今回オフグレーを基本としましたが、本審議会委員への事前説明の中で色彩の専門家依田委員から、目立たせないことを目的とするのであれば、オフグレーよ

り明るさを示す明度が低いダークグレーの方が良いのではと助言いただいたため、この審議会で特に意見がなければ、助言どおり変更し進めたいと思います。今後、新しく整備された富士見通りにつきましては、良好な景観を維持していくため、今回決める基準をもとに、例えば、長期間お店前にテラス席を設ける場合、奇抜なパラソルが長期間設置されることが無いよう、道路法に基づいた占用許可をしてまいります。資料4をご覧ください。カラー1枚だけのものがございます。今回、景観重要公共施設について概ね決まった際には、イラスト等を用いたガイドラインを作成いたします。歩道整備によって活用できる空間において、実施されるオープンカフェなどによる経済活動が景観に配慮したものになるよう道路空間を占用・活用する事業者向け、地域住民向けに基準等をわかりやすく示すために作成いたします。最後に今後の予定について説明いたします。今回お示しした素案について、この審議会でご意見をいただいた後、12月市議会で説明し、意見公募いわゆるパブリックコメントをいたします。最終的には、令和7年2月に景観推進審議会で諮問させていただければと思います。私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（阿部会長） ご説明いただきありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見等ございましたらお願いします。河原林委員お願いいたします。

河原林委員 ご説明ありがとうございます。今回のこの素案については、今後、市民の皆さんに意見公募をする案を提示していただいているという理解でよろしいでしょうか。

都市政策課（上野補佐） その認識で間違いございません。

河原林委員 意見公募時には、資料の1から3の全てが市民の皆さんに提示され、意見を募るという理解でよろしいのでしょうか。

都市政策課（上野補佐） 説明が不足しており申し訳ございません。意見公募に出す資料としましては、資料2と資料3の2つでございます。

河原林委員 資料の1は、今回ここで提示されているだけで、市民の皆さんには提示されないという理解でよろしいでしょうか。

都市政策課（上野補佐） その通りです。今回は、ご出席の方に、資料3をイメージするために資料1を内部資料として、お示ししております。

河原林委員 その資料3の16頁の図について、現状の計画に適したものに変わらしようという説明が先ほどあったと思いますが、この資料1の中での適切な図をここに入れられるという理解でよろしいでしょうか。

都市政策課（上野補佐） おっしゃる通りで、資料1をベースとしたイラストを入れます。

河原林委員 その中で感じたことですが、現在挿入されているイラストは、現在の富士見通りを示しているのであれば、現況は、歩道ぎりぎりに建物が建っているところが多いですが、この資料3の16頁の図は、歩道と建物の間に公共空間がかなりあるように描かれていますが、そういうふうには当面ならないと

思うので、もう少し現状に合ったような絵を示していただいた方が、市民の皆さんもご意見を出しやすいのかなと思いました。

都市政策課（上野補佐） ご意見ありがとうございます。このセットバックにつきましては、将来のよりよい街路空間とするための理想的なものをお示ししたのですが、委員のおっしゃる通り現状との整合性に疑問があるという意見を他の委員からもいただきましたので、こちらにつきましては、現状に合わせた図にしたいと考えております。

議長（阿部会長） 他にご意見ありましたらお願いいたします。依田委員お願いいたします。

依田委員 質問ですが、資料1の道路イメージ図の方で、メインの歩行者空間のところは透水性の舗装を使われるということを伺ってしまして、その他のベンチが置いてあるところとか、その他の部分の舗装の仕上げについて今一度ご説明いただけますでしょうか。

都市政策課（上野補佐） はい、このベンチの置かれるところは、芝生のパターンと、カーキ色の舗装を検討しているところでございます。

依田委員 芝生は天然芝でしょうか。

都市政策課（上野補佐） 天然でございます。

依田委員 ありがとうございます。ではその色を踏まえ、現状、計画している歩行者道路部分が7.5R3/3という赤みの強いレンガ色っぽい色になっておりますので、芝生はもう天然なのでその自然のままなのですが、他のカーキ色のところで、なるべく色味を抑えることで、全体が一体的に見えるのかなと思いますので、そのような観点で道路附属物にも配慮していただけると良いと思いました。

都市政策課（上野補佐） ご意見ありがとうございます。設計部局と連動して、採用できるところは極力頑張りたいと思います。

議長（阿部会長） 他にはいかがでしょう。田垣委員お願いいたします。

田垣委員 はい。質問させていただきます。この木更津市景観計画の資料2と3を見て、大きな方針なので細かいことは書けないかと思いますが、これを読んで思ったのは、平成28年3月の木更津市景観計画に書いてある内容が基本的に踏襲されているように思い、それは基本方針に踏襲されるってことはいいことだと思いますが、では、今までやってきたこの審議会での審議もしくは議論で、私は第7回まで出ておりませんが、前回の第8回に報告のあった内容、先ほど委員から絵への反映などの事項、これらは具体的な内容としては盛り込まれていませんが、前回のような具体的な意見や指摘事項は、今回の計画にどのように反映されているのでしょうか、教えてください。

都市政策課（上野補佐） 前回のご指摘につきましては、例えばソーラーパネルだらけになると、高所からの眺望がよろしくないとのことご指摘がありましたが、現在、設計において、木材のデザイン性の高い製品の使用を検討しております。この景観計画では、定性的な表現や基準になっておりますが、いただいたご意見

につきまして、現場設計に反映できるよう進めており、本景観計画には具体的に記載はできませんが、極力いただいたご意見については道路部局と連携して、採用できるところは、採用するよう検討しているところでございます。

田垣委員 細かい意見を設計に反映されると思いますが、表には出てこないってことですね。先ほど言われた、資料1についても意見公募のときにも提示されない、資料3の中のあの絵を修正するのみで、具体的なそうしたもののついうのは出てこないということでしょうか。

都市政策課（上野補佐） 今後、この方針が決まりましたら、資料4というガイドラインを作成します。ここでいろいろなスケッチを入れて、住民にお示しできると思っております。例えば資料の4の右下のところ、この3番の景観形成基準のところに、道路占用の活用に関わるいろんなこういった活動ができますというようなものを、今回決めたものを基に、また細かい設計内容等も反映したイラスト等を記載し、それを住民等にお示しする予定です。それはやはり、今回の景観形成基準で例えば地上機器の色など実際にまだ決まっていないので、決まってからこういったスケッチを始め、お示しするのは次回の審議会でガイドラインの絵をお見せすることになります。ガイドラインで補足できればと考えております。

田垣委員 わかりました。ただ、今回12月の議会後には他に市民の方から意見を公募するという事で資料2と3のみの資料で説明されるとさっきお話があったので、そうであれば何となくイメージが湧きにくいのかなとも思いました。ガイドラインで細かいものを明示して、それについて改めて意見を聞くということではよろしいでしょうか。

都市政策課（上野補佐） 景観計画につきましては、道路上の活動とかの制限をかけるものなので、意見公募をいたします。これをより分かりやすくするために、実際の設計等を反映させたガイドラインにつきましては、よりわかりやすく具体的なやり方などを説明するための資料のため、審議会の皆様には確認していただき修正等をしてまいります。ガイドライン自体は、制限をかけるようなものではございませんので、意見公募対象とはならず、本審議会等で意見をいただきながら作成し、公表するという流れでございます。

田垣委員 わかりました。

吉田部長 少し補足をさせてください。まず今回の景観重要公共施設の計画については今担当から申し上げた通りですが、そもそも富士見通りがどんなデザインで、どんな設計で今後工事が進んでいくのかということに関しては、景観計画の話とは別に、やはり市民の皆様には例えば今回の資料1で示されたような絵についてご説明が必要と考えております。9月議会では、議員の皆様には、この絵などを説明し、デザインの進捗状況を説明し、現在は、より詳細に設計の内容が進んできている段階でございますので、この内容について、議員の皆様や市民の皆様には、お示ししていきたいと思っています。景観計画と関

連しているため、市民の皆様に意見公募する段階で、この計画だけで、ご理解をえるのは難しいと思いますので、配慮しながら進めたいと思います。

議長（阿部会長）田垣委員よろしいでしょうか。

田垣委員 はい。

議長（阿部会長）他にご意見等ございましたらお願いいたします。今回の景観重要公共施設については、景観重要公共施設の制度自体、大抵は整備済み路線が将来的に整備があるため、あらかじめ方向づけしておくというやり方が一般的でして、設計と同時並行でこの景観重要公共施設制度を検討していくというのはかなり事務局も苦勞したことと思います。景観計画で書けるところを、道路設計等が進んでいるのを横目で見ながら並行して検討するので、非常に難しいハンドリングだったと思います。ただ一方で、田垣委員からもご指摘あったとおり、この整備に関する事項等を見せただけですと、市民の方々が意見を言いにくく、パブリックコメントを実施しただけで、意見がないようなことにもなりかねませんので、その辺りはぜひ工夫していただいて、建設的な意見がいただける状況ができればと思います。他には、いかがでしょうか。では、私から事務的なことで何点かお聞きしたいのですが、景観計画としてこの景観重要公共施設を位置づける際に、計画書その本体にはこの資料2が後ろに添付される形でしょうか。どういう形で景観計画の変更がされますでしょうか。

都市政策課（上野補佐）はい。現行の景観計画の別冊として整理したいと思っております。前回の重点地区の時にご助言いただいたやり方と全く同じやり方で進めております。

議長（阿部会長）その時に資料3の方も景観計画に位置づけるのか、もしくは3についてはガイドライン的な位置付けなのか、そこはいかがでしょうか。

都市政策課（上野補佐）こちらの資料3につきましては、別冊のさらに別冊マニュアルという位置づけで、ガイドラインに近い位置付けです。こちらは、窓口で資料を説明する際、市が手持ちのマニュアル的な参考図書として使用いたします。

議長（阿部会長）そうすると資料4はそれこそガイドラインであり広く市民の方などに渡して、資料3の方は内部資料で必要であれば市民の方などに渡す、という位置付けでしょうか。

都市政策課（上野補佐）はい。おっしゃる通りで資料2と資料4のガイドラインはセットで、資料3につきましては内部資料とはいえホームページで常にダウンロードできる資料2の詳細解説的なものであり積極的に印刷して窓口に置くものではない、そういった位置付けでおります。

議長（阿部会長）わかりました。資料2と資料3について、パブリックコメント時に位置付けを明確にしておいていただきたいと思います。それから、聞き漏らしてしまったかもしれませんが、資料2の5番、この対象行為というのは、何の対象行為を予定していますか。



都市政策課（上野補佐）こちらは景観重要公共施設の基準が適用される市役所以外の行為を示します。今回、整備に関する事項につきましては、基本的には道路管理者が実施するものですが、道路法により、道路管理者以外が行う工事なども対象とするもので、占用工事をする際にも対象になりますので、景観法に定められた、道路法の許可を行って実施する行為について整理したものです。

議長（阿部会長）事務的にはこの書き方で問題ないかもしれませんが、道路管理者が実施する場合は、これに則ることが大前提と思いますが、この記載では、除かれるという見え方がしなくもないので、検討していただければ、この対象行為に道路管理者が行う整備も含まれることが分かるようにしていただければと思います。それから、制度的には「整備に関する方針」ではなく「整備に関する事項」と景観重要公共施設には法律上の記載になっているため、合わせた方が良いでしょう。他に皆さんから意見いかがでしょうか。本来は街路の平面図ですとか断面図があった上で整備に関する事項の議論を行うので、なかなかそれが出しにくい状況なのでご意見も難しいかもしれませんがいかがでしょうか。担当課の方から何か意見を聞いておきたいことなどございますか。

都市政策課（上野補佐）資料3のイラストを時点修正したいことについて特に意見がなければ時点修正することで進めたいのと、地上機器の4色の中から案ではオフグレーを基本としましたが、委員からご意見のあったダークグレーを基本とすることについて、同様に意見がないようでしたらダークグレーを基本とすることに変更し進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（阿部会長）資料3のイラストの時点修正については、参考資料のため、時点修正で進めても問題ないと思いますが、地上機器の色彩基準について、依田委員からご意見いただけますか。

依田委員 資料2の4頁、変圧器等の地上機器の色彩についてダークグレーを基本とするよう変更するのかなと思っていますが、その他の工作物についても、なるべく色をそろえた方がいいと思っていますが、それについては特に、今どの色っていうものは特に記載がありませんがどのようにお考えでしょうか。

都市政策課（上野補佐）はい。こちら、他の構造物につきましては自然素材を検討しており、木更津市がオーガニックシティを進めていることもあり自然素材を主ということで重きを置いて、あとは原色や突出した色を避けるということで進めております。自然素材以外では、国の基準である4色の中から選ぶことになりますが、まだ検討している段階でございます。

依田委員 柵とかボラードとか、あと照明柱とかについてはどうでしょうか。

吉田部長 現在、設計段階で調整中ですが、今回の資料1のイメージ図の通り、照明灯が自然物でないものを採用するため、先生からのご意見を参考に進めたいのと、ボラードは、交差点の歩道と、横断歩道がある箇所のみと

考えているため、歩道に並行して設置するものはございませんが、同様に、ご意見を参考にしながら、調整いたします。

依田委員 資料1にも結構色々な工作物が出てきていて、例えばパーキングのPのところの支柱が白かったり、照明柱も白く、信号機はちょっとグレーだったりとか、結構色がバラバラなのでなるべく統一できるところはされた方がいいかなと思います。以上です。

吉田部長 ありがとうございます。

議長（阿部会長）野口委員お願いいたします。

野口委員 資料2の4頁、色彩欄でダークベージュとありますが、別頁ではグレーベージュとなっていますが、いかがでしょうか。

都市政策課（上野補佐）記載ミスでございます。ご指摘ありがとうございます。

野口委員 色合いについても、資料3ダークベージュについても、色のサンプルでは上の2つに比べて、ダークでなく明るいと感じますが、いかがでしょうか。

都市政策課（上野補佐）記載ミスなどもございますので、次の諮問までに整理したうえで、お示しできればと思います。

野口委員 ありがとうございます。

議長（阿部会長）他にはいかがでしょう。担当課にお伺いしますが、道路附属物を例えば標識と信号と街灯を一本化する、同じ支柱にセットにしてスッキリとさせるパターンというのは、設計との関係でまだ描きにくいでしょうか。

都市政策課（上野補佐）資料3の10頁に集約のイメージを載せておりますが、今回の景観計画検討前から警察協議などを進めている状況で、アーケード撤去に伴い信号、標識や街灯を移設しますが、必要最低限の移設のみがメインのため、今回はあまり反映できませんが、将来的な理想とする街路は、このようにしたいということで記載しております。警察も基準が全くないと話にもならないが、基準さえ策定してくれば今後話し合いが可能になるとご意見をいただいたため、まずは基準を作り、今後の話し合いのきっかけになるものだと思います。10頁に記載はしていますが、内部資料的なところで、今後調整できればと思います。

議長（阿部会長）改めて精査していただければと思います。ただ、上手く集約化しないと逆に集約しすぎて支柱が太くなり、変に悪目立ちしてしまいますので、検討が必要と思いますが、景観計画で書ききれないところは設計サイドで対応していただければと思います。あと、依田委員からも舗装の話がありましたけれども、おそらくこうした街路デザインなども変えられて検討されて、維持管理などの側面も念頭におきながら、例えば、天然芝にした際にはやはりこういう維持とかが大事ですので、景観協定など景観法の枠組みで使える組織を検討いただき、店舗前であれば天然芝の種類によってはメリットが出てくることも考えられますので、そうした点での工夫も考えていかないといけないのではないかと思います。他にはご意見ありますでしょうか。もし、意見

は出尽くしたということであればここまでにしたいと思いますがよろしいでしょうか。では、これにて議事の方を終わりにし、司会を庶務にお返しします。

司会（上野補佐） 阿部会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第9回景観推進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

第9回景観推進審議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和7年1月27日

木更津市景観推進審議会

（署名）

佐伯浩一